

# 令和元年度 教育民生常任委員会行政視察報告書

## 1. 視察日程

令和元年10月23日（水）～10月25日（金）

## 2. 視察先・視察内容

### (1) 北海道小樽市

小樽・北しりべし成年後見センターについて

### (2) 北海道札幌市

札幌市子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」について  
子どもの貧困対策について

### (3) 北海道石狩市

こども未来館あいぼーとについて

## 3. 参加者

委員長 一山 貴志

副委員長 星野 慎太郎

委員 眞野 義行 大和 義己 藤崎 勇一

荒川 さくら 上田 信博

## 4. 視察の概要

### ◆ 北海道小樽市 10月23日（水） ◆

#### 【小樽・北しりべし成年後見センターについて】

##### センター設立のきっかけ

平成21年当時、小樽市の人口は約135,000人、高齢者の人口は約41,000人（高齢化率31%）であった。今後、高齢者が自立した生活が難しくなる状況も考えられ、こういった方々の安心、安全な生活を確保するための仕組み作りが喫緊の課題となっていた。

当時、小樽市内で活動している弁護士は9名、司法書士は10名でありそのうちそれぞれ4～5名のみが後見ニーズに対して対応している状況であった。また、受け皿のひとつである社会福祉士は、基本的に何か別の業務と兼務しており、受任は1人2～3件程度であった。専門職後見人は、絶対数が不足していることに加え、一人当たりの担当件数にも限界があり、近い将来対応しきれない状況を迎えることが予想された。このような状況下、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）、小樽市高齢者懇談会「杜のつどい」中心に発足した「小樽市における成年後見センター設立及び市民後見人養成についての検討委員会」から、成年後見センター設立を強く訴える調査報告書が小樽市に提出された。

◎検討委員会による調査

小樽市内の認知症高齢者や知的・精神障がい者施設等を対象としたヒアリング調査では、予想通り潜在的需要の多さを示すとともに、認知症の高齢者や知的・精神障がいの日常生活や財産が脅かされる可能性のある危うい状況が明らかとなった。よって、既存の専門職ではなく、別の形で後見人の養成と活動の支援を担う成年後見センターの設置が急務であるとの結論に至った。

上述の調査報告書を受け、小樽市において成年後見センターの設置について検討開始、法人後見を担う実施主体として社会福祉協議会が選定され、平成22年4月に「小樽・北しりべし成年後見センター」が設置された。

### 事業内容

#### ①運営委員会

センターの事業を適切かつ効果的に推進するため、後見専門職、福祉専門職、市町村職員等で構成する運営委員会（委員16名）を設置。

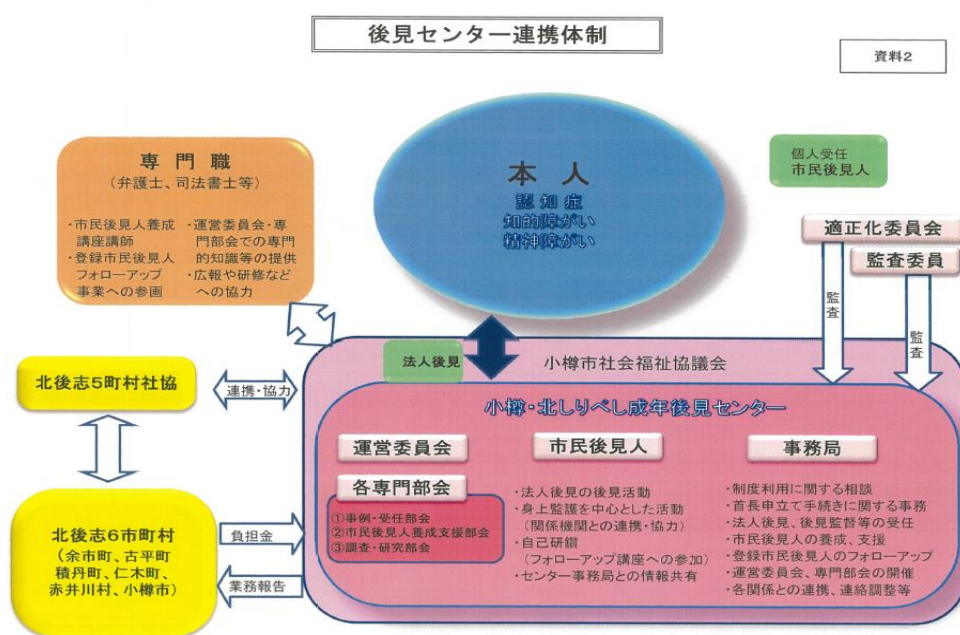
#### ②専門部会（事例受任部会、市民後見人要請支援部会、調査・研究部会）

運営委員は3つの専門部会のメンバーとして、受任ケースの対応協議や市民後見人の養成、後見事業に関する調査研究等について検討、協議。

#### ③適正化委員会、監査委員

センターの事業執行が公正かつ適正に行われるための監視機関として学識経験者による適正化委員会を、受任ケースの財産管理の状況を監査する監査委員をそれぞれ設置。

◆センターでは、基本的には家庭裁判所から「法人後見」として受任して、センターの専門職と市民後見人がペアとなって、受任案件に対応している。



## 【 質 疑 】

問 市民後見人の報酬の概要について

答 成年被後見人等の状況が在宅の場合は月に8,500円、入院や施設入所の場合は月に4,500円を支払っている。

また、報酬付与の申立ては一年間の働きを家庭裁判所に報告してから審判がされるため家庭裁判所からセンターへの報酬の支払いは後払いで一年分の支払いとなるが、市民後見人に対しては毎月報酬の支払いを前払いで行っている。

問 報酬が低く感じるが今後増やす予定はあるか

答 他の地域に比べると少ないと感じられることが多いが、札幌家庭裁判所小樽支部管内ではお金を持っていないケース等は家庭裁判所からの審判が降りず、報酬をもらっていないケースもあるので、これ以上増やすのは難しいと考えている。

問 全国的にみても早い段階で後見センターを立ち上げられている中で、市民後見人に対する周知不足、認識不足についてどう考えているか。

答 小樽市でも市民後見人の認知度の低さは問題視しており、今後どうすべきか検討している。例えば、同じ市民後見人の中でも特別な人に対しては相応の地位を用意するなど市民後見人として働いていることが住民から認知されるような方策が必要であると考えている。

問 市民後見人に対するフォローアップの概要について

答 まず、センターに登録した市民後見人の養成講座として4日間の研修を行っている。こちらは長年の経験則から座学についてはスキルアップしてから学んだほうがよいとの判断で実務的な内容となっている。

また、そのほかに市民後見人向けに年に6回の研修を行っている。過去の研修内容としては、民法の改正について、生活保護制度についての座学、家庭裁判所の見学等、スキルアップを図るような内容となっている。

問 一人当たりで持てるケースの件数は何件程度なのか。

答 ケースによって毎月一回の訪問が必要な人もいれば、何回も訪問が必要な人もいるため一概に件数で業務の重さを判断できない。余市市のケースを持っている人だと行くのに一日かかる場合もある。

問 成年後見センターでは法定後見制度について中心に取り組んでいると思うが、任意後見について等法定後見制度以外の相談も対応しているのか。

答 センターまで足を運んでくれて相談があれば何でも幅広く相談を受けいれている。任意後見制度についての相談であれば、任意後見制度の説明をして、必要があれば公証役場の窓口を案内している。

## 【 委員所感 】

### ◆ 藤崎 勇一 委員 ◆

日本における超高齢社会の諸問題に対応するため、国は、2000年4月に、介護保険法並びに成年後見関連4法案を同時に施行した。

成田市においても、近年、後見需要が高まる中で弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職後見人に代わり対応できる市民後見人の養成が急務になったことから、今回、先進市である小樽市を視察することとなった。

小樽市は、平成 21 年当時、高齢者人口約 41,000 人 高齢化率：31%であり、高齢者が、自立した生活が難しくなる状況が考えられ、安全、安心な生活を確保するために、認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が不十分な高齢者に対し、不動産・預貯金などの財産管理、介護サービス・施設への入所に関する契約を結ぶ支援をするための施設として増加する後見需要に対応するため、北後志 5 町村と共に平成 22 年 4 月より小樽・北しりべし成年後見センターを設置している。

設置するにあたっては、小樽市高齢者懇談会「杜のつどい」の、100 人の会員（現在 700 人）の活動（パソコン教室、認知症の予防、各種講演会、イベントを行うとともに平成 19 年度からは、市民後見人養成講座など成年後見制度についての学習や市民周知活動を展開したこと）が、設立に向けての大きな原動力になったようである。

小樽・北しりべし成年後見センターの業務については、成年後見制度に関する相談をはじめ、家裁からの法人後見の受託、市民後見人の養成などを行っており、31 年度予算は、小樽市が 20,121 千円、北後志 5 町村が 4,246 千円を負担し、総予算 24,367 千円である。

成年後見制度には、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ選定した代理人に療養看護や財産管理についての代理権を与える契約を公正証書で締結する「任意後見」と、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が欠けているのが通常の状態にある方を保護・支援する「法定後見」がある。センターでは、後者の法定後見制度に基づいて、成年後見人、保佐人、補助人を法人後見として、専門職後見人と市民後見人が対になって活動する方法を取っている。しかし、実際に、成年後見人等の受任をしていただいている専門職は 9 名・市民後見人は 12 名であり、十分な体制とは言えない状況にある。銀行からの預貯金の払い出しや、支払いを行ったりするなど、大変な仕事の割には報酬が少なく、いわばボランティア活動を行っているようである。また、専門職後見人と市民後見人の役割分担や事務局のバックアップ体制が必ずしも明確になっていないため、運用に関するマニュアルの充実が必要ではないかと考えているとのことである。

今後増加する後見需要に対応するためには、後見専門職の協力を仰ぎながら、いかに市民後見人の養成、充実を図っていくかが最も重要な課題である。国においては、平成 23 年度の認知症施策として市民後見推進事業を新規に位置づけ、市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推奨していく旨の施策を強く打ち出している。

成田市の成年後見制度の実績では、平成 30 年度の実績として市長申立て 13 件、報酬助成 21 件、地域包括支援センターが受けた成年後見制度、その他権利擁護に関する相談実績も 236 件と顕在化している需要だけでも多くの需要がある。また、把握していない潜在的な需要もあり、少子高齢化が進展していくことも考えると今後さらに需要が高まっていくと思われる。

今後の成田市としての対応は、まずは、①成年後見制度の周知を行うこと、②市として認知症高齢者や知的・精神障害者施設等を対象にヒアリングを実施し、実態調査（潜在的需要）を行うことが急務である。そのうえで、認知症の高齢者や知的障害者の日常生活や財産が脅

かされる可能性のある方が多いと判断される場合は、現状の行政側の体制だけでは、人的に不足すると思われるため、必要に応じて成年後見センター等を設立・整備、市民後見人の養成等を行い、成年後見人等のなり手不足の解消に着手していく必要がある。

#### ◆ 大和 義己 委員 ◆

小樽市において、福祉施設等へのヒアリング調査を行った結果「認知症高齢者にあつては、年金の引出しが容易にできず、電気代やガス料金を滞納し挙げ句の果てにアパートを追い出され、野宿しているうちに身柄を保護されるようなケース」、「知的・精神障害者入所施設においては、親が保護者となっていることが多いが、親の高齢化によって次第に兄弟、甥、姪、従兄弟に替わり、本人との関係が必ずしも親密ではないのに身元保証人となって本人の財産を管理しているケース」「オレオレ詐欺」等々認知高齢者や知的・精神障害者の日常生活や財産を脅かされる可能性のある危うい状況が判明した。この調査報告書を受け、小樽市において成年後見センターの設置について検討され平成22年度の事業開始に向けた準備が始まった。

小樽市における成年後見に関する相談等の件数は、事業スタートから1年足らずで約500件、このうち首長申立30件、受任20件に達する見込みで、当初予定した以上の利用状況となっている。センターでは、親族がおらず資産に乏しい方を主な利用対象者としていたが、親族後見についての相談、支援もかなり多く、一件あたりの相談対応にもかなりの時間を要する状況であり、埋もれていた潜在需要がいかに多いかが伺われる。

一方、市民後見人養成講座の各講座には、多数の受講生の参加をいただき、この中で専門的な知識の習得や受任ケース事例の学習、受講生の交流等が図られたと同時に市民への制度周知や理解も深まったと考えている。

市民後見人の1ヶ月の報酬が施設入所の方1人に対して4,500円、在宅の方1人について8,500円ということで、移動などの交通費も考えると低いといわざるをえない。ボランティアであっても費用は必要である。

本センターでは、法定後見制度に基づいて、成年後見人、保佐人、補助人を法人後見として専門職後見人と市民後見人が対になって活動する方法を取っているが、実際に成年後見人等の受任をしていただいている専門職は9名、市民後見人は12名であり、十分な体制とは言えない状況にある。

また、専門職後見人と市民後見人の役割分担や事務局のバックアップ体制が必ずしも明確になっていないため、一定程度マニュアル化することが必要と考えている。

成田市ではセンター設置への調査は行われていないが、地域包括センターなどの聞き取り調査を始めていくことにより、後見人が必要な高齢者の数を調査する必要性を感じる。

成田市においては福祉部障がい者福祉課、高齢者福祉課で成年後見制度利用支援事業を行っているが、二親等内の親族がないなど一定の要件を満たす要支援者に対して市長による成年後見等に関する審判の請求、審判を受けた要支援者に対する報酬助成のみ行っている状況であり、小樽市で取り組まれているようなセンターの設置、市民後見人の養成には取組んでいない。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律において作成するよう努めることとされている計画の作成、審議会その他の合議制の機関の設置等の取組みについても着手されていないのが現状である。

このような内容では現状から考えて十分であるとはいえないことから、成田市での今後の取組みに期待するところである。

◆ 北海道札幌市 10月24日(木) ◆

【子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」・子どもの貧困対策について】

・子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」について

**機関の設置**

札幌市子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づき設置されており、いじめなどの権利侵害に悩み苦しんでいる子どもの相談から救済までを行う第三者機関である。必要に応じて関係機関に実際に働きかけを行う実効力も持つ機関である。

**条例上の権限**

相談及び救済申立て対応、調査・調整活動、勧告・意見表明、是正等の要請、公表

**相談・救済申立てにおける基本的対応**

相談を通して、子どもに関わる様々な悩みを受けながら、子どもの権利侵害から救済を図っていく。

救済申立ての対象は、権利を侵害された子どもの権利救済である。解決のために調査や調整を行うが、相手の責任を追及したり、白黒付けるためではなく、何が子どもにとっての最善の利益となるかを関係者が共有し、相互に理解しながら子どもを支援することを目的としている。

**※令和元年度無料通信アプリLINE相談の試行実施について**

■実施概要

子どもたちに浸透している無料通信アプリ「LINE」を新たな相談手段として導入するにあたり令和元年7月22日から8月30日の平日29日間、LINEによる相談を試行実施した。

対 象 者：札幌市内に居住する18歳未満の子ども本人

事 前 広 報：7月11日より、QRコードを印刷したカードを、市内中学・高校に通う全員（約90,000人）に学校を通じて配布

相談受付体制：相談員（7人）で、電話、Eメール、面談による相談と併せて対応

■実施結果

- (1) 友達登録数：529人
- (2) 受付時間内アクセス件数：427件
- (3) 相談対応が成り立った件数：319件

## ■今後の方向性

夏季試行実施の結果LINEによる相談には一定のニーズがあることが判明した。これをふまえて冬季実施を行ったうえで、次年度以降の本格実施の可否について検討を行う。

## 運営体制

救済委員 2 名、調査員 3 名、相談員 7 名、事務局 4 名

## 取扱い対象要件

### (1) 年齢

18 歳未満の子どもが対象。なお、18 歳になっても、高校生などで 18 歳未満の子どもと同じような環境にある子どもであれば対象となる。また、相談や救済の申立ては、子どもに限らず、保護者をはじめ誰でも行うことができる。

### (2) 居住地

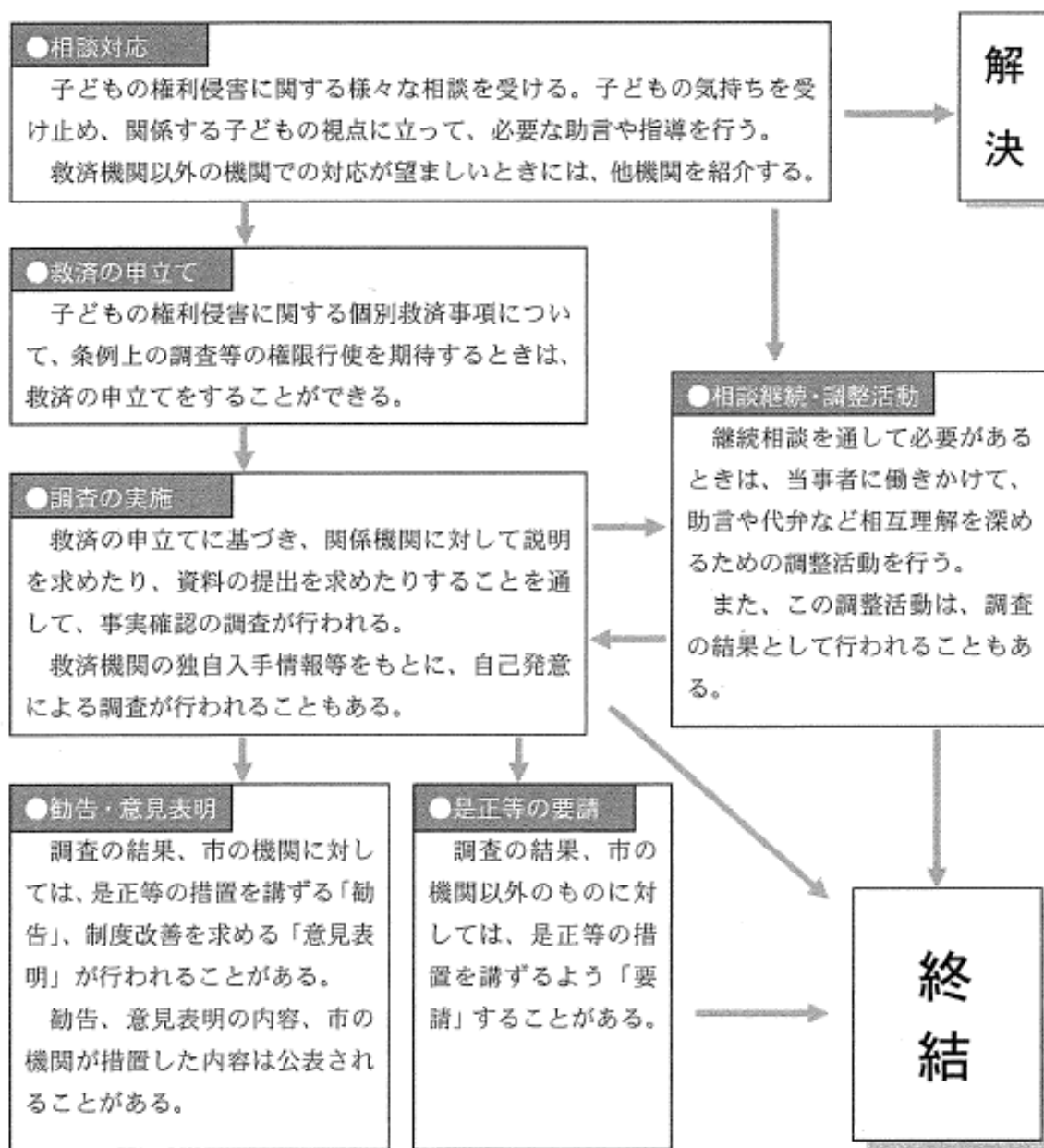
札幌市に在住する子どもが対象であるが、札幌市外に在住する子どもでも、札幌市内の学校や施設に通っていたり、入所していたりする場合は、原因となった事実が市内で発生したものに限り対象となる。

### (3) 相談及び救済の申立ての対象

相談段階では、いじめなどの深刻な権利侵害はもちろん、家庭環境や自分の進路のことなど、様々な悩みを幅広く受け付ける。

救済委員の申立ては、子どもの権利侵害からの個別救済に関する事項が対象である。なお、申立ては、原因となった事実があった日から 3 年を経過していないものが対象となる。

## 【相談と救済の流れ】



### ・子どもの貧困対策について

#### 札幌市の取組み

##### (1) 「札幌市子どもの貧困対策計画」策定（平成30年～令和4年）

子どもが生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながらか、夢と希望を持って成長していくことができる社会の実現を目指す。

※特に推進すべき取組みとして相談支援体制の充実

##### (2) 「子どものくらし支援担当課」を新たに設置

子どもの貧困対策を専門に担当する部署

##### (3) 子どものくらし支援コーディネート事業（平成30年8月～）



「札幌市子どもの貧困対策計画」を策定するにあたり実施した「札幌市子ども・若者生活実態調査（平成28年度）」の結果から、困難を抱えていると考えられる世帯ほど、相談相手がいない、支援策の情報を得られていないなど、社会的孤立の傾向にあるという結果が確認された。

子どものくらし支援コーディネート事業は、子どもやその家庭が抱える困難を早期に把握し、必要な支援につなげるために、「子どもコーディネーター」を配置する取組である。

平成30年8月1日から、北・東区の一部で実施し、令和元年8月1日から、対象地区を全地区に拡大している。

## 【 質 疑 】

### ・子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」について

問 LINE対応を相談員7名で対応するということであるが、対応しきれぬのか。

答 対応しきれないということはないが、LINEは何かをしながらの相談になりがちなので、相談の途中で返信がなくなることがあった。相談に集中できる状況で相談をするように伝えるしかないと考えている。

問 LINEの相談にあたってのマニュアルの整備や研修を行ったという実績はあるか。

答 業務用PCを使用してLINEの相談をするので、システムの研修を行った。また、SNS相談研修という形で、業者に委託をして1～2時間程度の研修を行った。

問 運営上の課題は。

答 認知されないと相談もされないため、認知度を高める必要があると考えている。

問 どこでセンターを知ってくることが多いのか。

答 全生徒に学校を通してカードを配布しているのでそこで知って相談をしてくることが多い。学校にカードを配布した後は相談が増える傾向がある。

問 複数ある機関の住み分けについて。

答 明確に住み分けはない。相談者側からすれば相談する機関が多ければ多いほうが良いと考えている。しかし、それぞれの機関で得意分野があるため、相談が進み専門化していくなかでそれぞれの機関を案内する。例えば、LGBTの案件での相談であれば男女共同参画センターを案内するといった対応をしている。

問 アシストセンターと他機関との連携について

「子どものための相談窓口連絡会議」を年に二回行っている。アシストセンターが主催しているもの以外も他の団体で行っている会議もあるので、そこに参加をして担当者同士で顔が見える関係を作り必要に応じてお互いの機関を利用しながら相談をする体制を整えている。

### ・子どもの貧困対策について

問 札幌市は子どもの貧困対策の一環で「ひとり親家庭就業機会創出事業」を行っていると思うが、実際に参加したひとり親の感想はどのようなものがあるか。

答 参加したひとり親の感想(主なもの)

・ひとり親対象のイベントはありがたい。

- ・もっとPRしてもよい。
- ・開催時期がタイムリーだった。
- ・定期的に行われるとうれしい。
- ・夜間の開催があればもっと参加しやすい。
- ・初めて合同企業説明会に来たが、とてもよい経験になった。
- ・ひとり親が生活するには厳しい自給の求人があった。
- ・託児があって助かった。

問 ひとり親家庭に理解を示す企業は多く集まるものなのか。

答 平成30年度の求人開拓数及び参加企業の数下表のとおり

	求人開拓		説明会出展		求人情報揭示	
	仕様書	実績	仕様書	実績	仕様書	実績
1回目	計600社	277社	25社	25社	50社	55社
2回目		418社	15社	15社	50社	53社

問 「ひとり親家庭就業機会創出事業」の今後の課題について

答 平成30年度は実施回数を年1回から年2回に増やして実施したが、来場者の増加は限定的であった。

ひとり親が職を探すタイミングはまちまちであり、かつ、求職活動開始後はできるだけ早期に就業することを求めていると思われ、事業の開催時期をひとり親それぞれのニーズとマッチさせることは困難と思われる。

また、ひとり親の中には、合同企業説明会という形態に馴染みのない方も多く、またインターネットの普及等に伴い、職の探し方も多様化している。

以上のことから、効果的な就業支援のため、本事業のあり方については、今後さらに見直していく必要があるものと考えている。

## 【委員所感】

### ◆ 星野慎太郎 副委員長 ◆

#### 【子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」について】

この機関は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」第33条に基づく子どもの権利救済委員制度であり、いじめなどの権利侵害に悩み苦しんでいる子どもに係わる相談から実際の救済までを行い、行政から独立した第者的な立場で子どもを支援し、必要に応じて関係機関に働きかけ子どもの悩み解消に奔走している。

「子どもアシストセンター」は、救済委員2名、調査員3名、相談員7名、事務局4名で運営しており、臨床心理士や弁護士、校長OB、養護教諭OB、児童養護施設OBなどがメンバーとして協力し、予算をかけ子どもの救済に徹底していると感じた。相談は、電話やメールにて受け入れており、子どもからの相談が約4割、残りは保護者からの相談となっている。平成30年度の相談件数は実件数833件、延べ件数は2,653件となっており、かなりの数である。相談者は小学生が38.3%、次いで高校生が27.2%である。前年度よりも小学生からの相談が増えていることは、人間関係などの悩みが若年化していることを表しているの

ではないかと考える。相談対応だけでは問題解決に限界があると判断した場合には、当事者同士の間に公的第三者がはいることで「調整活動」を行うこともあり、平成30年度は19件実施されている。内容的には、学校と子ども（保護者）との間に立って問題の解決を図った事案の割合が多くなっている。子ども同士だけではなく、子どもと教員とのトラブルも多い。

また、子どもたちのニーズに合わせて、令和元年度から無料通信アプリLINEを使った相談の試行実施を行っている。LINEの「友だち登録数」も増加しており、友人関係の悩みを筆頭に、利用者は主に中学生が多い（182件、57.1%）。しかしながら、無料通信アプリLINEを使った相談は相手（相談者）の都合で間が空くこともあり、突然着信拒否される場合もあるとのこと、思春期の中学生であるため一方的に相談が途絶えてしまう、という問題もあるが、相談の入り口としては非常に有効であるとのことであった。

本市においても、子どもや保護者が気軽に悩みを相談できる本システムの必要性を感じた。

#### 【「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」について】

札幌市では、平成21年4月に「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」が施行され、本年10周年を迎え11月にイベントも開催された。策定にあたっては、市は平成15年7月に発表された施政方針「さっぽろ元気ビジョン」において、子どもたちの権利条例の制定に取り組むことを明記。平成17年4月には「札幌市子どもの権利条例制定検討委員会」を発足。委員は高校生、公募の市民を含む25人で構成し、検討委員会においてアンケート調査、出向き調査等を行い最終答申書を作成した。平成19年2月には議会へ提案するも賛成少数により否決となるも、その後も検討会を重ね平成20年11月の本会議にて可決された。一度の否決を経て内容も濃いものとなり、子どもにとっての最善の利益を実現すべき条例が誕生した。以後、各自治体の子どもの権利条例誕生の模範となっており、上記、子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」も本条例を基に整備された。児童虐待など、様々な諸問題が全国的に問題となっている。社会的弱者である子どもたちの権利救済のためにも、本市においても、今後、条例制定が必要と思われる。今後の最重要課題として十分審議して参りたい。

#### ◆ 眞野 義行 委員 ◆

札幌市にある子どもアシストセンターを訪問した。友人・親子関係など子どもに関わるさまざまな悩みを受け付け、いじめなどの「子どもの権利の侵害」から子どもを救済する公的第三者機関である。札幌市内の子どもを原則として、大人も相談できる。

この機関の特徴は、行政からの独立性が確保された、いわば子どものためのオンブズマンである。2名の救済委員（臨床心理士と弁護士）、3名の調査員（教育、福祉、法律の専門家）、7名の相談員で構成されており、必要に応じて、学校などの関係する他の機関との間に入って調整もする。救済委員には、必要と判断した場合に「勧告」、「意見表明」、「是正要請」などを行う権限が付与されている。より多くの子供たちのSOSを拾うため、広報活動にも力

を入れている。例えば、マスコットキャラクター「ハッピー君」の愛称を市内小中学生から募集し、関心を持ってもらう事から始め、相談カードやチラシの配布を行ない、平成30年度には「LINE」での相談を開始している。

また、活動の周知のために、PTA、町内会、青少年関係団体、その他子どもに関わる団体・グループまで出向き、情宣活動に務める傍ら、相談にも乗っている。

成田市にも「なりた子育て応援サイト」があり、子育て、教育、DV、虐待等、それぞれに相談窓口を持っているが一本化されておらず、特に子どもの場合、相談先がわからない。

また、いじめ等については、成田市では「まず学校職員やスクールソーシャルワーカーと相談してみよう」とあるので、学校との信頼関係がそこなわれている場合、なかなか相談しづらい。その点、札幌市の子どもアシストセンターは窓口が一本化されており、相談内容によってセンターが関わり方を決定し、行政との橋渡しや仲介をしてくれる。

第三者機関であるアシストセンターが、事態が深刻化する前に調整に入れるというのは、素晴らしいシステムだと思う。

子どもに関する相談に幅広く応じ、適切な助言や支援を行うとともに、権利侵害からの救済の申立てなどに基づき、その子どもの最善の利益の実現を図るため、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行う公的第三者機関の設立は、「子どもの権利条例制定」とともに、成田市に急務な機関であると考ええる。

また、「子どもの貧困対策」のために平成30年に作られた「子どものくらし支援担当課」課長のお話も非常に興味深かった。

令和元年に法律で義務づけられた「子どもの貧困対策」に向けて、市長のトップダウンで新設された課ではあるが、公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会に業務の一部を委託し、「子どもコーディネーター」という、こどもの貧困の連鎖を止めるための相談窓口をつくり、子育てに関する全般的な相談を受けつけている。ただ金銭的な保証をただけでは、連鎖は止まらない。親の教育や就業支援をしっかりとすることこそ、一番の対策である。特に発達障害を抱える親の問題は深刻で、本人が自分の障害を認識していないため、例えばお金を使う優先順位が分からず、結果、子どもの学習や進学に大きな影響が出ることがある。

また、こういう親の家の中はゴミ屋敷と化していることも多い。これらの話は私が教員をしていた時の経験と全く同じである。そういった、働けるのに働かない親や、就職活動が思うように進まない一人親の家庭に対して、「スマイル festa」というワークショップを開き、企業の合同説明会や相談コーナーを設けるなど、本当の意味での支援を行おうとするこの課の活動には意義がある。成田市もぜひ見習いたいものだ。

◆ 北海道石狩市 10月25日(金) ◆

【こども未来館(あいぽーと)について】

#### 施設概要

- ①建築面積 1,024.91㎡
- ②延床面積 991.46㎡
- ③構造 鉄骨造・平屋建て

④事業費 296,818,000円 ※平成22年度建設費関係分

### 施設設置の経緯

#### ①既存児童館の代替施設確保

石狩市総合保健福祉センター内で開設していた市直営児童デイサービス事業の利用者増加に伴い、施設が狭隘となり、同センター内で実施していた児童館スペースを使用することとなったこと、また、運動場として使用しているスペースについて、同センター行事が多いため、使用できる日数が減少し、児童館としての機能が不十分な状態であったため、代替施設の確保が求められていた。



#### ②既存放課後クラブの代替施設確保

建設地区の小学校内で開設していた放課後児童クラブについて、同校の特別支援学級児童数の増加に伴い、同クラブが使用していた2教室が必要となり、代替施設の確保が求められていた。

#### ③中高生の居場所づくり対策

学童期を過ぎると居場所がなくなると感じる子供が多く、平成22年度からスタートした次世代育成支援行動計画の後期5か年において、子供の居場所づくり対策として、特に中高生の居場所づくりが重要施策として位置づけられ、子供たちが主体的に活動する場を提供することを目的として、これらに対応できる機能、また、前述の代替施設機能も併せ持った大型児童センターとして整備することとした。

### 市民会議の設置

建設にあたり、ハード・ソフト両面の視点から利用する子供たちにどのような施設がよいのか、また、その建設の是非も含めた話し合いの場として、学識経験者等を中心に11名による市民会議を設置し、6回の会議を開催した。

会議の結果、下記の4点の施設整備基本方針が示された。

- ・ 既存児童館及び既存放課後クラブの代替機能を持った施設
- ・ 従来の児童館機能に加えて、中・高校生の居場所も兼ね備えた施設
- ・ 隣接する図書館とソフト事業などを連携して運営する施設
- ・ 市内既存児童館の中心的施設、また広域的利用が図られる施設

### パブリックコメントの実施

建設の背景、計画概要（建設事業費、建設規模、建設予定地、供用開始予定時期）の市原案を提示し、公の施設を新設することについて、施策の優先順位を的確に見極め、限られた財源を有効に活用する観点からパブリックコメントを実施した。

## 児童館等アンケートの実施

実際に施設を利用する子供たちの声を計画に反映するために、建設予定地域の対象学区の全児童や児童館を利用している児童、また市内児童館及び放課後児童クラブの児童指導員を対象にアンケート（新しい児童館への要望、利用時間の希望等）を実施した。（配布件数 2,000人）

## 環境への配慮

環境に配慮する建物として、建物が存続する間に要する総コスト（ライフサイクルコスト）全体を低減し、また、建物から排出されるCO2が削減できると同時に、管理費全体の負担を減らすことを目指した。建設コスト及び今後30年間のランニングコスト、メンテナンスコストを試算し、以下について配慮した。

### ①壁面や屋根の高断熱・高气密

暖房負荷を削減し、暖房に使われるエネルギーを削減する。

### ②トップライトの設置

自然光を導き、照明エネルギーを削減。排気窓から空気の流れを促す。

### ③オープンな一体空間

一体感のある大きな原っぱのイメージで風や光が空間全体に広がる建物

### ④外気の導入

夏の暑さ対策としての自然換気を確保し、冷房に頼らず快適性を確保

### ⑤床暖房の設置

全館床暖房とし、少ないエネルギーで暖かい環境を確保

### ⑥床下ビット

設備配管やメンテナンスを容易にするためのスペース確保

### ⑦建物軽量化による基礎の軽減

鉄骨造により建物を軽くし、基礎や杭を小さく計画する。

### ⑧小型風力発電・太陽光発電

環境教育の一環として設置

特に、総コストの中で一番のウエイトを占める光熱費等のランニングコストについて、オール電化とし、暖房設備を電気パネルヒーターと夜間電力用蓄熱式の床暖房設備を使用することで、30年間の総コストが、天然ガスや灯油暖房設備と比較して低コストになるとの試算結果となったこと、また年間CO2排出量も大きな違いがないため電気による暖房設備を採用した。

## 特色のある取り組み

### ①こども会議

小学校3年生から高校生で構成され、月1回の定例会議を開催し、自分で考え、行動できる子供を育てることを目指している。行事の企画や日常のルールの検討などを行っている。

### ②スタジオ会議

文化活動室（スタジオ）を利用する中・高校生のダンス・バンドグループで構成される会議で、施設や楽器・機材の使い方を考えたり、ライブ活動の企画及び実施を行う。

### ③マナビーバ

ひとり親家庭の中学生を対象とした学習支援を行っている。講師は教師を目指す大学生がボランティアで行っている。1食250円で夕食の提供もしている。

また、帰りは自宅までスタッフの車で無料にて送迎もしている。

### ④10代のベビーシッター養成講座

小学5年生から高校生までもを対象としたベビーシッター養成講座を行っており、2日間の講座修了後は、同施設内にてベビーシッターボランティアとして、1年間登録することができる。登録をすると土曜日や学校休業日など都合のよい時にスタッフとして働くことができ、1回3時間程度のボランティアにつき500円の図書カードを渡している。

## 利用者の反応

- ・多くの異年齢児童に居場所、活動場所、生活の場として利用されており日々自発的な交流が図られている。また、地域の子供の拠点施設として、総合的な放課後等対策が推進されている。

- ・異年齢児童が利用するため、安全で安心して利用できる施設を求める声があるが、指導員の見守りにより、これまで特に大きな問題は発生していない。

- ・石狩市は路線バスがメインの交通手段であり、夏場は自転車、冬場はバスを利用することが多く、特に冬場はバス待ちの高校生が増える。

## 【 質 疑 】

問 設立にあたって学識経験者を中心に市民会議の設置をしたということであるが、誰が構成員となっているのか。

答 指定管理者となっているNPO法人こども・コムステーション・いしかり、連携する図書館、大学教授、NPO法人教育支援協会等。

問 小学生が利用するとなると学校が終わってからだと思うが、施設は9時から空いている。どの時間が一番利用人数が多いのか。

答 学校が終わる3時から5時までがピーク。子どもが来ない日中の時間帯は地域子育て支援拠点として活用している。

問 学校から施設までの交通手段について。

答 小学生は基本校区から出られないので自分で歩いてくるか親が送ってくる。高校生はバス、自転車で来る生徒が多い。石狩市の高校生は札幌の高校に進学する生徒が多いので、平日の施設利用は難しいようである。土日に利用する生徒はいる。

### (10代のベビーシッターについて)

問 事業の取り組みの目的は。

答 子どもを社会参画させたいという目標があった。子どもに何かをさせようとする遊び

のようになってしまう。働いた子に 500 円の図書カードを渡すことで社会参画に落とし込んだ。

問 実際に赤ちゃんを預けた母親の反応は。

答 子どもが赤ちゃんを泣かせてしまっても、寛大な目で見てくれる。自分の子も数年後は小学生になるということが頭にあるからである。また、実際にベビーシッターを利用していた子が数年後に小学生になりベビーシッターとしてボランティアをしている子もいて、親は喜んでいる。

問 10 代のベビーシッター養成講座プログラムの内容についての概要。

答 1 日目の座学は、助産師のかたに講師を務めてもらい命の重さについて講義を受ける。子どもに自己肯定感を持ってもらい、命を扱う重大さを理解してもらったうえで赤ちゃんを抱いてもらうことが目的である。

2 日目は託児実習を行い、実際にお母さんから赤ちゃんを預かる。赤ちゃんを預ける親にもメリットがあり、生まれてから初めて子どもと離れたという母親もいる。子どもを預けている間の時間は母親にとっても良い時間になると考えている。

(こども会議について)

問 何名くらいの子どもが参加しているのか。

答 5 名程度が参加している。また、こども会議メンバーではないが子ども祭りなど大きな行事があるときは、積極的に、会議に参加してくれる子どももいる。先日、市内の他施設と高校生を合わせて 70 人以上が実行委員として参加した。

問 こども会議のメンバーで翌年以降もメンバーとして登録を更新する子どもはいるか。

答 翌年以降も更新する子どももいる。別の児童館に行ってもそこでメンバーになる子どももいる。

問 こども会議を開催することで得た成果は。

答 学校以外の活躍の場を子どもに与えられると考えている。学校での評価、例えば勉強ができる、学級委員長をやっているといった話を学校から情報としては聞くが、子どもと接する時はそれを意識しないようにしている。その結果、学校では見せない子どもの魅力に気づくことができる。

## 【 委員所感 】

### ◆ 上田 信博 委員 ◆

今回は、北海道石狩市にてこども未来館あいぽーとの行政視察を行った。こども未来館あいぽーとは既存の児童館、放課後クラブの代替施設の確保のため建設された総合的な機能を持つ大型の児童館である。

運営する NPO 法人は、以前から石狩市において子育て施設の中心となって活動をしてきた団体であり、経費削減を目的としたものではなく、あくまでもそのノウハウを活用するため指定管理をしたということであった。

また、施設の建設段階から、施設建設に関する話し合いのために学識経験者等を中心に構



成される市民会議の設置や、実際に施設を利用する子どもたちを対象にしたアンケートの実施等、利用者の立場に立った施設の整備が行われていた。

その結果、子ども未来館あいぽーとは、多くの市民に利用される満足度の高い施設となっており、施設の運営には随所に法人の創意工夫による取組みが垣間見ることができた。

例えば、施設独自の取組みに「10代のベビーシッター養成講座」という取組みがあった。この取組みは、2日間の講座修了後に、同施設内にてベビーシッターボランティアとして、働くことができるというものである。乳幼児と触れ合うことで、命の尊さを知ることのできる貴重な取組みであると感じた。また、「子ども会議」など、学校以外の場で子どもに活躍の場を与えるような取組みも行っており、非常に有意義な取組みを行っていると感じた。そのほかに、登校していない、また、登校したくてもできない児童生徒のための教育支援教室など、不登校等対策も推進されており、単なる遊びの場としてではなく、地域の子どもの拠点施設として、多くの異年齢児童の居場所、活動場所、生活の場として利用されていた。

今回の視察で学んだ取組みの中から成田市において生かせる部分は積極的に活用していきたい。

#### ◆ 荒川 さくら 委員 ◆

こども未来館あいぽーとは石狩市にある4つの児童館の中でも大型で、総合的な機能をもつもの。成田市の子ども館にはないスポーツができる体育館や、バンド演奏やダンスの練習ができるスタジオも完備されている。対象は0歳から18歳までと幅広く、中学生や高校生の居場所作りといった役割も持っている。

館内には隣の小学校の児童が通う放課後児童クラブもあり、小中高校生が学校にいる時間は未就児を連れた親子連れで賑わっていた。

館長さんの話によると、通常は3から4人のスタッフがおり、子どもたちに遊び方の助言などを行っているとのこと。

#### 【良いと感じたこと】

1、施設建設の前の計画立案の段階で、積極的な市民参加を進め、市民の意見を設計等に反映している。

学識経験者等を中心とした市民会議を設置し、6回の会議を行い、4点の基本方針を示した。パブリックコメントに加え、施設を利用する子どもたちにもアンケートを行い、その中で、飲食可能なスペースや中高生も利用できるような体育館の整備を求める声が上がったとのこと。

2、子どもに関する支援を包括的にこの施設で行える

あいぽーとでは、子ども達の遊び場や居場所作りに加え、ひとり親家庭の子どもたち向けに就学支援を毎週2時間行なっている。また、その際、希望者には250円で食事の提供も行なっていた。また、不登校のこどもの居場所にもなっており、子どもに関する施策、支援がこの施設を拠点に行われていた。(成田市では子ども館、就学支援、民間の子ども食堂などがそれぞれ異なる施設を利用して行われている。)

3、平日昼間は未就園児が体育館を利用して雨の日でものびのびと遊ぶことができる。自由に使える体育館があることによって、どんなときでも子どもたちを遊ばせる事ができる。小中学生に加え、行く場所が制限されがちな小さい子どもを抱えた家庭への居場所作りになっていると感じる。

4、子どもたちが自主的に活動している。

こども会議（通常は10名ほど）があり、自分たちで意見を出し合っている。とりわけ、子どもまつりには実行委員が4つの児童館で70人以上にのぼり、自分たちの手でお祭りを作り上げている。子ども達の自主性を育む取り組みだと感じた。

現在成田市では、児童ホーム（放課後児童クラブ）がすべての小学校内にあるが、共働き世帯が増える中で、今後更なる需要の増加が予想される。一方、児童ホームには入れない子ども達（保護者が共働きでないなど）や、中学生や高校生の居場所が少ない。子ども達や保護者からは、雨の日でも遊べる安全な居場所、運動施設、自習室などの設置の要望が多くある。市内には、小学生が利用できる子ども館はあるが、立地等の問題により、すべての子どもが利用できない現状がある。児童館の設置を望む声もあることから、こういった施設を設置することが望ましいと考える。ただしその際には、拠点的な機能を持つものと同時に、小規模でも地域の中に子ども達が自分たちで通えるものの設置も合わせて考えるべきである。

石狩市では子どもに特化したあいぽーとがある事によって、成田市ではバラバラに運営されているものが総合的に実施できているように思われる。これは、市民から見ても分かりやすく、利用しやすいので、参考にすべきではないかと感じた。

成田市は市民参加が活発な自治体とは言えない現状がある。石狩市のように市民、子ども達の参加を積極的に促しながら、児童館の設置や居場所作り、子ども達の自主性を育む支援に繋げていくべきだと思う。

#### 【 委員長所感 】

小樽・北しりべし成年後見センターを視察。

小樽・北しりべし成年後見センターは、平成21年当時小樽市の高齢者人口が31%に上り、高齢者の方々の安心・安全な生活を確保するための仕組みづくりが課題となった。また、後見ニーズに対し専門職後見人は絶対数が不足していることに加え、近い将来に限界を迎えることが予想されたため「小樽市における成年後見センター設立及び市民後見人要請についての検討委員会」が発足し、検討委員会から成年後見センターの設立を強く訴える報告書が提出された。

成田市では成年後見制度について、まだまだ知らない方が多く、それらについての認知度を高めてゆく必要があると思われる。今後認知症高齢者等が増えてゆくことが予想されることから成年後見制度の需要が見込まれる。当市においても、状況を見ながら成年後見制度について市民に勉強してもらい、関心を高めてゆく必要があると感じた。

札幌市の子どもアシストセンターを視察。

子どもアシストセンターは、子どもの権利を守るために札幌市長の強い思いで設置された施設である。

子どもに関する相談に幅広く応じ、適切な助言や支援を行うとともに、権利侵害から救済の申立てなどに基づき、その子どもの最善の利益の実現を図るため、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行っており、また、子どもからの相談のほとんどがメールということもあり、令和元年度から無料通信アプリ LINE を使った相談の実施を開始され、子どもが気軽に相談できる体制整備に努めていた。成田市でも子どもたちの相談しやすい体制づくりが必要であると感じた。

石狩市「こども未来館あいぼーと」を視察。

「こども未来館あいぼーと」は既存児童館の代替施設確保、既存放課後クラブの代替施設確保、中高生の居場所づくり対策といった総合的な児童センターとして整備された。

設立にあたって学識経験者を中心に市民会議の設置をし、NPO法人や大学教授らが構成員となり議論が進められ、現在では設置に関わっていたNPO法人が指定管理者となっている。

この施設には小規模ではありますが体育館、スタジオも完備されており、軽音楽のライブや練習等で利用ができ、小学生から高校生までの放課後の居場所となっている。

また、一人親家庭の中学生を対象とした学習支援、小学校5年生から高校生までを対象とした10代のベビーシッター養成講座を行っており、登録制でスタッフとして働くことができ、子どもの社会参画の促進が図られ、また子どもたちも乳幼児と触れ合うことにより命の大切さを学ぶことができる取り組みがなされている。

児童生徒が来ない午前中は、主に子育て支援拠点として活用され、市民にとって利用しやすい施設となっていた。

成田市においても参考にすべき点は多く、今後の児童生徒の居場所づくり、子育て支援に活かしていくべきと感じた。

教育民生常任委員会

委員長 一山 貴志